

20年度市民税・都民税 納税通知書(普通徴収分)を 送付します

20年度の市民税・都民税の納税通知書を6月10日(火)に送付します。

今回送付する納税通知書は普通徴収分で、市民税・都民税を個人で納付する方が対象となります。

【対象となる方】 19年分所得税の確定申告書または20年度市民税・都民税申告書を提出した方、19年分の給与収入や公的年金等の支払報告書が勤務先等から市役所へ提出され、市民税・都民税を個人で納付する方

【対象とならない方】 申告書を提出した方でも、市民税・都民税の年税額をすべて給与から天引きされる特別徴収の方、税法上、市民税・都民税が課税されない方(非課税者)

【市民税・都民税の徴収を会】 三位一体改革の一環として、

図 所得変動に伴う住民税の減額

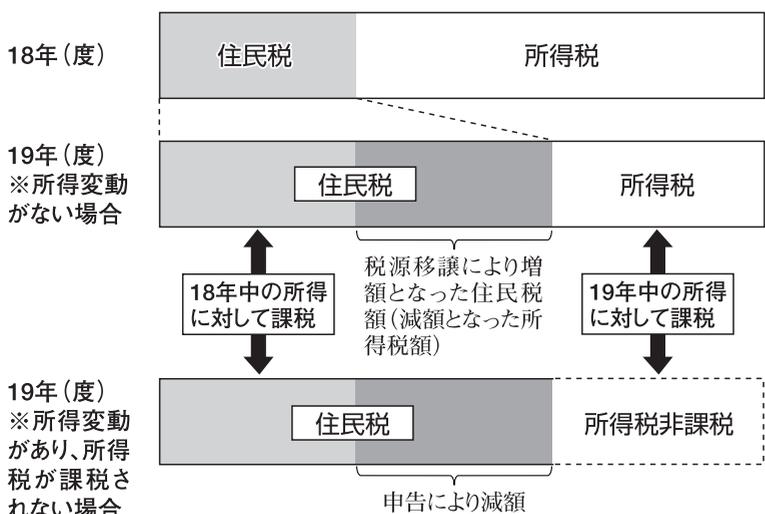


表1 人的控除の差一覧

| 控除区分 | | 住民税 | 所得税 | 人的控除差 | |
|--------------|----------------------------------|---------------------|------|-------|------|
| 配偶者 | 一般 | 33万円 | 38万円 | 5万円 | |
| | 老人(昭和13年1月1日以前に生まれた方) | 38万円 | 48万円 | 10万円 | |
| | 同居の特別障害者 | 56万円 | 73万円 | 17万円 | |
| | 老人の同居の特別障害者 | 61万円 | 83万円 | 22万円 | |
| 配偶者特別 | 配偶者の所得金額の合計 | 38万0,001円~39万9,999円 | 33万円 | 38万円 | 5万円 |
| | | 40万0,000円~44万9,999円 | 33万円 | 36万円 | 3万円 |
| 扶養 | 一般 | 33万円 | 38万円 | 5万円 | |
| | 特定扶養親族(昭和60年1月2日~平成4年1月1日に生まれた方) | 45万円 | 63万円 | 18万円 | |
| | 同居の特別障害者 | 56万円 | 73万円 | 17万円 | |
| | 特定扶養の同居特別障害者 | 68万円 | 98万円 | 30万円 | |
| | 老人扶養(昭和13年1月1日以前に生まれた方) | 一般老親等 | 38万円 | 48万円 | 10万円 |
| | | 同居老親等 | 45万円 | 58万円 | 13万円 |
| 同居特別障害者老人扶養 | | 61万円 | 83万円 | 22万円 | |
| 同居特別障害者老親等扶養 | | 68万円 | 93万円 | 25万円 | |
| 障害者 | 一般 | 26万円 | 27万円 | 1万円 | |
| | 特別(1・2級) | 30万円 | 40万円 | 10万円 | |
| 寡婦 | 離別で扶養あり・死別 | 一般 | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| | 所得で500万円以下の死別 | | | | |
| | 離婚・死別で扶養の子ありかつ、所得で500万円以下 | 特別 | 30万円 | 35万円 | 5万円 |
| 寡夫 | 所得で500万円以下で扶養の子あり | 26万円 | 27万円 | 1万円 | |
| 勤労学生 | 給与所得65万円以下 | 26万円 | 27万円 | 1万円 | |
| 基礎控除 | | 33万円 | 38万円 | 5万円 | |

特別障害は同居分として所得税35万円、住民税23万円の控除を含みます。
配偶者特別控除において、所得金額の合計が45万円以上は人的控除差はありません。

20年度の市民税・都民税の主な改正点

地方税法や所得税法などの一部改正に伴い、市でも条例を改正しました。改正の内容は次の通りです。

65歳以上の方の非課税措置の廃止

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に對する非課税措置が廃止になりました。

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

地方分権を推進するため、三位一体改革の一環として、

いる会社以外の収入について計算をした市民税・都民税を普通徴収として納税通知書で納めていただく方

【ご注意】 20年度の課税非課税証明書は6月10日(火)から発行します。6月9日(月)は年度切替処理のため自動発行機での課税証明・納税証明は発行できません

は、税源移譲において19年度個人住民税が増加したにもかかわらず、19年分の所得税の引き下げを受けないということになります。

このため、18年中の所得と19年中の所得との変動に伴う負担増を調整する経過措置が設けられています(左図参照)。

【対象となる方】 次の条件をすべて満たす方

19年度住民税の課税総所得金額(申告分離課税分を除く)が所得税との人的控除の差額の合計額より多い

20年度住民税の課税総所得金額(申告分離課税分を含む)が所得税との人的控除の差額の合計額以下である

【語句解説】 課税総所得金額は総所得金額から所得控除を差し引いたもの、人的控除は人を目的としている扶養控除

【モデルケース】 表2を参照してください

表2 モデルケース

夫婦 給与収入500万円の場合

| 区分 | 平成18年(度) | 平成19年(度) |
|-----|----------|-----------|
| 所得税 | 22万円 | 12万2,500円 |
| 住民税 | 13万円 | 22万7,500円 |
| 合計 | 35万円 | 35万円 |

19年の収入が減少した場合

| 区分 | 平成19年(度) | | 差額 |
|-----|-------------|-------------|----------|
| | 税源移譲前の税率を適用 | 税源移譲後の税率を適用 | |
| 所得税 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 住民税 | 13万円 | 22万7,500円 | 9万7,500円 |
| 合計 | 13万円 | 22万7,500円 | 9万7,500円 |

差額分が還付されます。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。19年中に亡くなられた方や、海外へ転出し20年1月1日現在、国内に居住していない方には、この経過措置は適用されません。この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。

学童保育所・児童館の臨時職員(登録制)の募集

登録は常時受け付けています。夏休み期間(7月、8月)の特別臨時職員(学生可)も同時に受け付けています。

【勤務内容】 学童保育所または児童館における児童の保育の補助

【勤務時間】 月曜~土曜日(祝日を除く) 月75時間以内(変則勤務あり)

【賃金】 時給1458円(交通費相当額は別途支給)

申し込みは市販の履歴書(写真添付)を直接子育て支援課(市役所2階)へ持参してください。

詳しくは同課児童係 ☎470・7736へ。



募集

非常勤嘱託職員(児童厚生員)

【勤務内容】 学童保育所または児童館における児童の保育

【募集人数】 若干名

【勤務時間】 月曜~土曜日

【応募資格】 市販の履歴書(写真添付) 資格証明書の写し、学童保育所・児童館の役割についての考えや意見

【試験】 10月19日(日) 申し込みは6月9日(月)~7月15日(火)に(消印有効)必要書類等を同財団あて郵送を。

【受検要項の配布期間・場所】 7月15日(火)まで、介護福祉課(市役所1階)、健康課(わくわく健康プラザ内)上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、都庁本庁舎、郵送を希望する場合は、390円切手を張った「角2サイズ」の返信用封筒を同封の上、〒162-0823、新宿区神楽河岸1-1、セントラルプラザ14階、東京都高

東京都介護支援専門員実務研修受講試験を実施します

【試験】 10月19日(日) 申し込みは6月9日(月)~7月15日(火)に(消印有効)必要書類等を同財団あて郵送を。詳しくは同財団 ☎03・5206・8735または市介護福祉課介護サービス係(内線2553)へ。

市ホームページに広告を掲載しませんか!
【募集枠】 1枠
申し込み方法等、詳細は市ホームページをご参照ください。
詳しくは企画調整課秘書広報担当 ☎470・7708へ。

詳しくは課税課市民税係(内線2333)2337へ。